

高知県少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における少子化対策を、総合的かつ効果的に推進するため、高知県少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 少子化対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 少子化対策推進に係る関係機関等との調整に関すること。
- (3) 少子化対策推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) 高知県元気な未来創造戦略（政策2及び3）少子化対策の充実強化の推進に関すること。
- (5) その他少子化対策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画する。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課室が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は子ども・福祉政策部子育て支援課長をもって充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(検討チーム)

第6条 本部長は、必要に応じ、少子化対策を推進する上での個別の課題やテーマに応じ、推進本部の下に検討チームを設置することができる。

2 検討チームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が別に定める。

3 検討チームは、必要に応じ、幹事会と調整を行う。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び幹事会に学識経験者等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、子ども・福祉政策部子育て支援課長をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合企画部長
総務部長
健康政策部長
子ども・福祉政策部長
文化生活部長
産業振興推進部長
商工労働部長
観光振興スポーツ部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
教育長

別表第2（第5条関係）

知事部局
総合企画部政策企画課長
総務部財政課企画監（執行管理・調整担当）
健康政策部保健政策課長
子ども・福祉政策部地域福祉政策課長
文化生活部文化国際課長
産業振興推進部産業政策課長
商工労働部商工政策課長
観光振興スポーツ部観光政策課長
農業振興部農業政策課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
土木部土木政策課長
教育委員会
教育政策課長